

東日本大震災に対応する第三次緊急提言のための審議資料

平成 23 年 4 月 5 日

日本学術会議経営学委員会

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げると共に一日でも早い復興を心から願っております。

日本学術会議経営学委員会では、地元で被災した企業はもとより当該企業との関連会社、関係会社、主要取引先企業が一日でも早く通常の業務が開始できますよう以下緊急措置、中期的措置、長期的措置をここに提言致します。本内容は日本学術会議経営学委員会の会員、連携会員、および関連学協会の協力を得て取りまとめたものです。

1. 緊急措置

① 寄付行為の促進措置及び被災企業支援のための措置

直接被災した企業また直接被災してはいないが、主要取引先（原材料、資材の仕入先）が被災した企業に対し、経営を立て直すための緊急措置として税法上の緩和措置、会計基準、会社法規定における特別立法を発令することを提言する。また企業への復興支援は、低利による復興支援融資のみならず返済の必要のない交付金などの活用が強く望まれる。

さらには被災した企業への直接的な支援策だけでなく、その他の企業が支援（寄付）を実行し易い税法上の緊急緩和措置を至急に検討すべきである。

内容をまとめると、以下のとおりである。

支援対象企業	現地被災企業支援対策	間接的被災企業支援対策	その他一般企業対応
税法上の緩和措置（寄付行為）		特定地域雇用会社に対する寄付の特例の復活（平成 22 年 3 月 31 日廃止特例）	
		一般寄附金及び特定公益増進法人への寄附における損金算入への限度額の一時撤廃	
会計基準、会社法規定及び税法上の緩和措置		見舞金と交際費の判断基準の緩和（物的、人的支援に関わる税控除の範囲の拡充＝交際費から免除）	
	修繕費等に関わる会計処理の特例の新設 後発事象の処理・開示期間の猶予の検討		
支援制度	被害地の企業、事業（個人事業者を含む）の再生に対する特別・緊急融資制度の確立		
	地域再生法（内閣府令第 22 条第 1 項）に規定する特例会社の範囲に関わる規定の拡充及び地域再生		

基盤強化交付金の交付等の積極的推進。
特記事項：特例を適用する際に必要とされる内閣総理大臣の認定については簡素化を検討 注：税法上の緩和措置については条件を災害地に限定したものとする等の措置必要

② 被災企業・間接被災企業の実態把握

企業の復興なくして地元経済の復興、地域の復興は望めない。支援や今後の課題を検討する為には現状をしっかりと把握する必要がある。特に計画停電、余震の影響によるたび重なる停電により建物などが被災していないものの製造ラインが止まっている企業もある。**各企業の被災状況を急ぎ把握する**。これらの作業は迅速に行われる必要がある。包括的な情報の収集には、地元各大学・教育機関、及び情報産業会社の協力を得る必要がある。収集すべき内容には、最小限以下の内容を含めるものとする。

対象企業	波及効果	調査内容詳細
被災企業	連結対象企業外の関係会社・関連会社を網羅的に把握	資産の損失、従業員の状況など総合的な被災状況の把握 注：地域網羅的に実態を把握する必要あり。岩手、茨城、千葉だけでなく関東の各県、東京都（幕張地区など）の企業の被災状況の把握
間接被災企業		直接被災を受けた企業と主要な取引関係にある企業、また重要な資材、原材料の仕入先が被災している企業について製造、業務への影響状況の把握

企業によっては、資材・部材・原材料の調達先が被災している実態について公表を望まない企業もあることから、収集した情報は独立した機関である日本学術会議が取りまとめる。

2. 中期的措置

① 共同購買システムの導入の促進

緊急措置で収集した情報を元に**被災企業を一定のエリアで区分**し、汎用品（企業内で使用する消耗品等）や再調達が必要な什器、備品、オフィス家具、コンピュータ等については**エリア内企業で共同購入・混載配送を推進**する。

② 物流の混載システム・JR コンテナの活用の推進

被災地では未だ道路が寸断され物流が思うように確保されていない。そこで近年利用が減少している**JR コンテナの利用を促進**する（JRについては在来線は4月末から再開する区間が多い）。また、**暫定的にオンレール料金とオフレール料金を切り離し、複数の企業が混載でコンテナを利用できる制度の新設**をJRに働きかける。

企業側には、**小ロット品については混載を原則とする旨指導**する。トラック輸送についても同様の指導を行う。

③ 一般商品・製品に使われるパッケージ等の汎用品については極力企業や製品のロゴの印刷を排除し、企業（メーカー）を超えて**共通したパッケージの利用を促進**する。これにより企業側のコスト削減が可能となるだけでなく災害による出荷制限に対応し、市場への影響を最小限に留めることが可能となる。

④ 経営・財務の相談窓口の開設（被災企業に対する無償相談）

被災企業の事業の再生計画の策定などについて、東北大学等東北地方の大学を拠点として「経営・財務のアドバイス」窓口を開設し個別相談に無償で応じる体制を確立する。

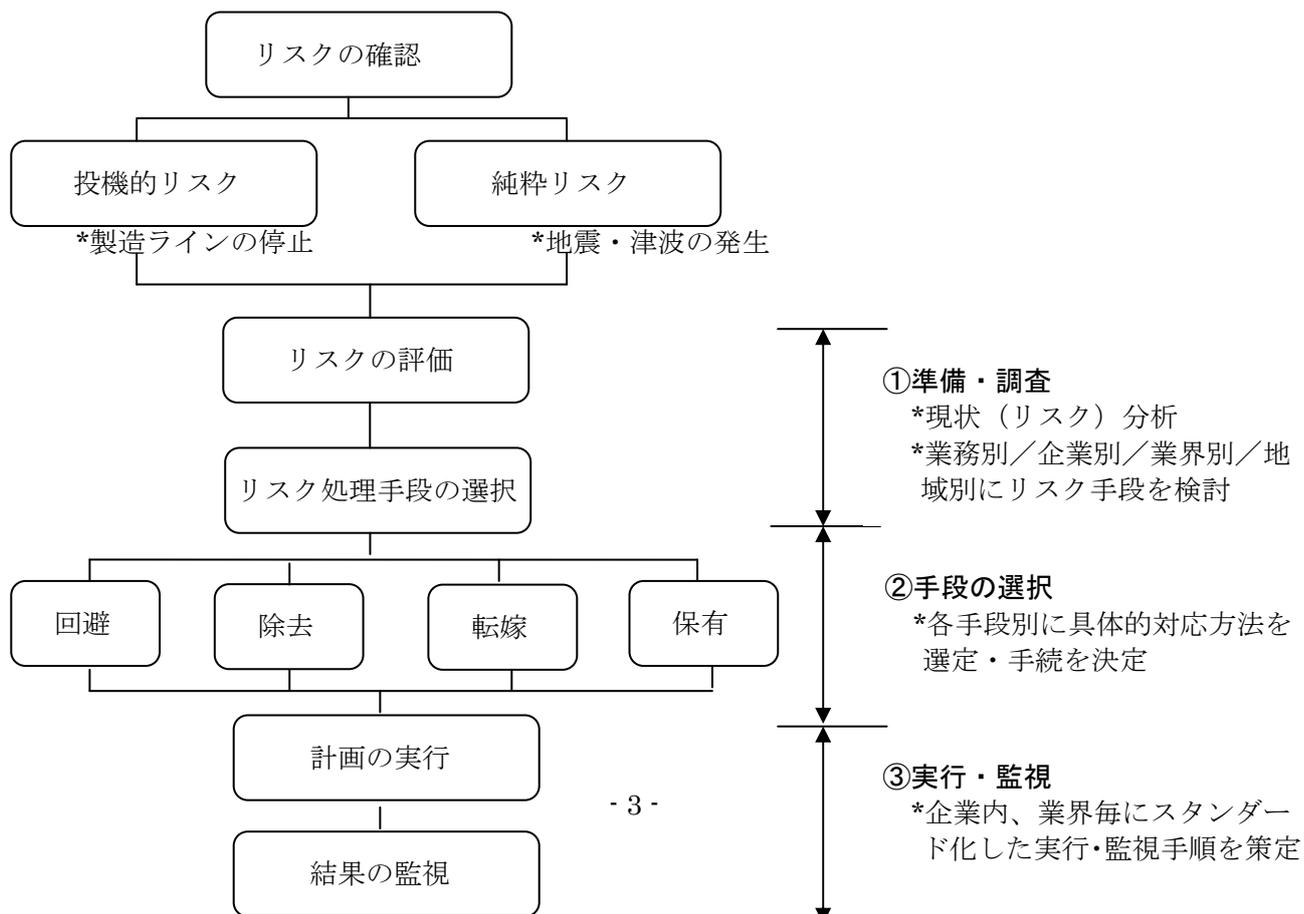
⑤ 緊急融資への審査業務の補助

一時に大量な処理が必要とされる公的及び民間金融機関による被災企業への緊急融資に際し、再生計画の評価、融資審査業務の支援を日本学術会議会員・連携会員が公認会計士協会などと協力して行なう。

3. 長期的措置

リスクに対応した企業経営のあり方を提案する。また提案に際しては、各省庁と連携し業種を超えた具体的経営手法を整備する。

企業の保有するリスクのうち自然災害などの純粋リスクは、発生自体をコントロールすることは不可能である。これに対し企業が直面する投機的リスクに対しては、事前対応が可能である。震災による二次災害は投機的リスクに当たり事前の対応により損害の発生を軽減することが可能である。これをリスクマネジメント、またリスクコントロールと呼ぶ。リスクは不確実性を表し、不確実な状況下において発生する損失を予測することが重要となる。今回の災害を機に、災害からもたらされる投機的リスクへの対応について日本学術会議経営学委員会において十分に検討を行い、企業再建への指針として整備、提案する。



なお、リスク処理手段を選択する際の指針となるリスクの評価に際しては、今回の被災企業を中心に、①被災企業の危機管理システムの実態調査、②被災企業の特性・属性（地域、業種、規模等）の実態調査を実施する。①の調査では災害発生時に企業内に整備されていた危機管理システムの状況を調査し、それらのシステムがどのように機能したかを調査する。②については、被災状況別に企業の属性を調査する。地域及び業種、また企業規模などによって被害に差が生じたかを調査する。さらに、収集したデータをクロスセクションに分析する。今回の災害における被災企業のデータを収集することにより、より実態に即した経営管理手法が提案できるものと思われる。

4. 補足

今回の災害を受け日本学術会議経営学委員会では関連する学協会に対し、震災復興に向け意見交換の場を設けることを依頼した。結果、以下の学会において震災に関わるテーマでの開催が決定しているので参考とされたい（2011年4月5日現在）。

開催日	学会名	開催地	テーマ
6月11日	日本会計研究学会 会東北部会	岩手県立大学	緊急統一論題「東日本大震災の復興に向けての経営・会計上の諸問題」
6月25日	日本簿記学会第 28回関東部会	帝京大学	緊急課題「東日本大災害の復興に向けての簿記・会計の社会的役割」
9月5日	日本内部統制研究学会	関西学院大学	「震災後の内部統制制度」
9月14日 ～15日	日本会計教育学会 全国大会	熊本学園大学	緊急討論「東日本大震災の復興に向けての会計上の課題—会計は何をなすべきか、何ができるか—」
12月11日	日本リスクマネジメント学会	修文大学	「地震災害社会から安全・安心社会へ」

以上